ウ　防除の対象とする特定外来生物が鳥獣の場合には、原則として、下記の要件を満たすものとする。

①　鳥獣保護法第12条第１項又は第２項で禁止されている方法は使用しないこと。

②　鳥獣保護法第15条第１項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法は使用しないこと。

③　鳥獣保護法第35条第１項で特定猟具使用禁止区域として指定されている区域においては、同区域内において使用を禁止された猟具による防除は行わないこと。

④　鳥獣保護法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わないこと。

⑤　銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第38条において禁止されている行為を行わないこと。

エ　防除の認定を受けた防除において、その防除を目的とする特定外来生物の放出等が、公示された事項に即して行われておらず、生態系等に係る被害の拡大のおそれがある場合は、その防除を行う者に対し、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることとする。

オ　その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

３　その他

特定外来生物による被害を効果的に防止するという観点から、上記１及び２による本法に基づく防除のみならず、国以外の者が独自に行う防除の取組についても重要である。また、国は、国以外の者が行う取組を促進するため、地方公共団体等と連携して、特定外来生物の分布情報（侵入初期の地域や分布の拡大状況に関する情報を含む。）及び効果的な防除手法等に係る情報を収集し、それらの情報の共有、防除技術の開発、防除体制の整備等に努めるものとする。

第５　輸入品等の検査等に係る基本的な事項

飼養等許可を受けている者がその許可に係る特定外来生物を輸入する場合を除き、特定外来生物の輸入は禁止されているが、輸入品又はその容器包装（以下「輸入品等」という。）等に特定外来生物又は未判定外来生物（以下「特定外来生物等」という。）が非意図的に混入し、又は付着していることがある。特定外来生物等の非意図的な導入を防ぐために、輸入通関時に輸入品等の検査、関係者への質問又は必要な最小量に限り輸入品等の集取（以下「検査等」という。）を行うとともに、特定外来生物等の付着又は混入が確認された場合には、確実に導入を防ぐために、消毒又は廃棄を命ずるものとする。

なお、輸入品等の通関に当たっては即時の対応が求められることが多く、また、特定外来生物等の逸出を防止する観点からも、検査等並びに消毒及び廃棄命令の手続については速やかに行うように努めるものとする。

１　特定外来生物等が付着し、又は混入しているおそれのある輸入品等の検査に係る事項

植物防疫所及び税関等の輸入通関時の検査において特定外来生物等と疑われる生物の付着若しくは混入が確認された場合、輸入品等の管理者等から特定外来生物等の付着若しくは混入の情報があった場合、過去の付着若しくは混入の実績等を考慮して特定外来生物等が頻繁に付着若しくは混入しているなど非意図的導入の危険性が非常に高い輸入品等である場合等、特定外来生物等が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等があると認める場合は、特定外来生物被害防止取締官が、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立入り、当該輸入品等の検査等を行う。

なお、特定外来生物等が付着し、又は混入している危険性が非常に高い経路及び品目等、特定外来生物等の導入経路に係る情報の収集に努める。

２　特定外来生物等が付着し、又は混入している輸入品等の消毒又は廃棄に係る事項

⑴　消毒又は廃棄の基本的な考え方

検査の結果、特定外来生物等の付着又は混入が確認された輸入品等について、基本的に当該輸入品等の管理者等が輸入を希望する場合には消毒を命令し、十分に取り除かれた上で通関させることとする。薬剤への耐性を持つ特定外来生物等が付着し、又は混入している場合など、十分に取り除くことができる消毒方法が存在しない等の理由により消毒を行うことが有効でない場合には、滅却等の廃棄を命ずる。

なお、物理的な捕獲等の任意の方法によって十分に取り除くことが可能であり、取り除かれたことの確認も容易な特定外来生物等の場合、植物防疫法等の他法令に基づく処分により特定外来生物が十分に取り除かれる場合又は自主的に廃棄される場合等には、本法に基づく消毒又は廃棄の命令は行わない。

⑵　命令の手続及び基準

消毒及び廃棄の命令の手続並びに基準を定める際には、原則として次の考え方によるものとする。

ア　可能な限り速やかに行うことができ、確実な取り除きができる方法とすること。

イ　消毒の基準については、特定外来生物等の種類並びに付着又は混入が確認された輸入品等の品目ごとに有効な手法を検討し、取り除きが十分に行えるものとすること。

ウ　消毒の基準については、食品衛生法及び農薬取締法等の関連法令の基準等を勘案すること。

３　命令の手順及び基準の設定に係る意見の聴取

⑴　生物の性質に関する専門の学識経験者その他の学識経験者からの意見聴取

ア　生態学、生物学等の生物に関し専門性を有する学識経験者のほか、農薬学、検疫等に関し専門性を有する学識経験者の意見を聴くこととする。

イ　意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング又は委員会形式での学識経験者間の意見交換等、対象とする特定外来生物等及び消毒の手法に柔軟に対応できる形式を検討する。

ウ　学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見を収集するとともに、輸入業者等の関係者の意見を聴取することを検討する。

エ　意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。

⑵　パブリック・コメント手続

学識経験者の意見を聴いて作成した命令の手続及び基準については、行政手続法に基づく意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施し、提出された意見及び情報を考慮した上で定める。

第６　その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

１　未判定外来生物

⑴　選定に係る考え方

未判定外来生物については、特定外来生物のように被害事例の報告又は被害を及ぼすおそれの指摘はなされていないものの、ある特定外来生物と似た生態的特性を有しており、その特定外来生物と生態系等に係る同様の被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物について、原則として当該特定外来生物が属する属の範囲内で、種を単位とし、必要に応じて属、科等一定の生物分類群を単位として選定する。また、特定外来生物が交雑することにより生じた生物が海外に存在するとの情報が得られた場合には、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがないとする科学的知見があるものを除き、原則として、未判定外来生物に選定する。

⑵　選定の前提

ア　原則として、我が国の野外で定着している、又は現在我が国に輸入されている外来生物は未判定外来生物の選定の対象としない。

イ　個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種の同定が可能な生物分類群を未判定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。

ウ　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律又は植物防疫法など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入、飼養等その他の規制がなされていると認められる外来生物については、未判定外来生物の選定の対象としない。

エ　生態系等に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物が我が国に導入されることを未然に防止するという予防的観点から積極的に選定するように努めることとする。